

# 住まいの伝言版

第1巻 第42号(通巻42号)  
発行 福岡県ゆとりある住まいづくり協議会

2006年8月1日  
コピーして皆さんでお読みください

## 第19回 福岡県美しいまちづくり建築賞 募集

募集期間/2006. 8. 1(火)>8. 31(木)

### ■ 募集部門

#### 住宅の部

- 一戸建ての専用住宅  
(併用住宅で住宅部分の延べ面積が過半を占めるものを含む)
- 長屋建住宅及び共同住宅等の集合住宅、街区を形成する住宅群  
(複合用途で住宅の部分の延べ面積が過半を占めるものを含む)

#### 一般建築の部

- 住宅の部以外の建築物

### ■ 表彰/大賞、優秀賞、(財)福岡県建築住宅センター奨励賞

### ■ 選考委員(50音順 敬称略)

相浦 政士(福岡県建築都市部次長)  
江頭 安彦((財)福岡県建築住宅センター理事長)  
大森 洋子(久留米工業大学工学部建築・設備工学科教授)  
工藤 卓(近畿大学産業理工学部建築デザイン学科教授)  
古賀 靖子(九州大学大学院人間環境学研究院助教授)  
末廣 香織(九州大学大学院人間環境学研究院助教授)  
田代 俊一郎(西日本新聞社編集部文化部長)  
浜崎 裕子(長崎国際大学人間社会学部助教授)  
藤田 理恵子(日本色彩学会関西支部九州色彩ネットワーク代表)  
山田 建(NHK福岡放送局放送部長)

### ■ お問い合わせ

福岡県建築都市部住宅課内『福岡県美しいまちづくり建築賞事務局』

☎ 092-643-3733

主催/福岡県

協賛/(財)福岡県建築住宅センター

The 19th Fukuoka Prefecture

1

Architectural Award for  
Artistic Urban Design

# 特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の入居者募集について

福岡県では、民間賃貸住宅を活用し建設されるファミリー向け賃貸住宅(特定優良賃貸住宅)及び高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる賃貸住宅(高齢者向け優良賃貸住宅)の供給を行っており、現在、特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の入居者の随時募集を行っています。

## 1. 概要

### ● 特定優良賃貸住宅とは

中堅所得ファミリー層向けに共用部分や住戸面積等一定の条件を満たした良質な賃貸住宅で、一部の住宅には家賃減額補助を行っております。(※家賃補助の額は住宅により異なります。)

### ● 高齢者向け優良賃貸住宅とは

高齢社会の進展するなか、増大する高齢者単身・夫婦世帯等の居住の安定を図るため、民間賃貸住宅を活用し、高齢者の身体機能に対応した設計・設備等高齢者に配慮した良質な賃貸住宅です。

## 2. 入居対象者

### ● 特定優良賃貸住宅

次の(1)～(3)のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 所得要件  
(月額所得 153,000 円～601,000 円)
- (2) 居住要件：住宅を必要とすること  
(セカンドハウスは不可)
- (3) 同居親族要件  
(原則として単身者は不可)

### ● 高齢者向け優良賃貸住宅

次の(1)～(2)のすべての要件を満たす必要があります。(単身者の場合は(1)のみ)

- (1) 60歳以上の単身者
- (2) 同居者がいる場合には次のいずれかの者であること
  - ・ 配偶者
  - ・ 60歳以上の親族
  - ・ その他特別な事情があると認められる者

### 3. 賃貸住宅所在市町村一覧（平成18年4月現在）

#### ■ 特定優良賃貸住宅

市町村名	団地数	戸数		団地数	戸数
飯塚市	5	121	須恵町	2	34
宇美町	2	27	太宰府市	10	205
大野城市	16	349	筑後市	3	45
大牟田市	1	11	筑紫野市	16	381
岡垣町	1	26	那珂川町	7	150
小郡市	2	47	中間市	2	44
春日市	10	207	広川町	2	45
粕屋町	13	241	福岡市	2	116
苅田町	1	24	福津市	2	50
北九州市	2	51	前原市	10	298
久留米市	28	636	八女市	5	101
古賀市	6	216	行橋市	5	87
篠栗町	7	138	宗像市	4	49
志免町	11	220	直方市	4	90
新宮町	6	124	合計	185	4,133

#### ■ 高齢者向け優良賃貸住宅

市町村名	団地数	戸数
久留米市	1	50
飯塚市	4	116
小郡市	1	13
宮若市	1	20
筑前町	1	40
大牟田市	1	24
古賀市	1	36
行橋市	2	48
合計	12	347

### 4. お問い合わせ先

#### 福岡県建築都市部住宅課

また、福岡県住宅課 HP で団地検索ができます。

民間住宅係 092-643-3731（直通）

住宅課 HP <http://www.jutaku.pref.fukuoka.jp/>



## 福岡市マンション管理基礎セミナー

日時：平成18年8月26日（土）13時30分～16時30分

場所：都久志会館ホール 福岡市中央区天神4丁目8-10

### 講演内容

講演1 「マンション管理運営について」 13:40～15:20（100分）

- 理事会、総会の運営及び管理組合の合意形成について
- 図書等の適正管理について
- マンション履歴システム「マンションみらいネット」について

講師 （財）マンション管理センター 管理情報部長 中山 惇 氏

講演2 「住宅金融公庫のマンション共用部分リフォーム融資等について」 15:30～15:50  
(20分)

講師 住宅金融公庫福岡支店 まちづくり推進グループ長 白水 洋一郎 氏

講演3 「マンションの耐震化に伴う福岡市の助成制度について」 15:50～16:30  
(40分)

～耐震診断と耐震改修の実施及び関連の助成制度～

講師 福岡市建築局指導部耐震推進課 企画係長 牧菌 典浩

対 象：一般市民（区分所有者、管理組合役員、マンション管理業者、宅建業者、マンション管理士など）

定 員：500名（先着順、定員になり次第締め切ります。）

応募方法：ハガキ・ファックス・Eメールにて、お名前・住所・電話番号を、複数でお申し込みの場合は、代表者の上記必要事項と参加人数をご記入の上、お申し込み下さい。

※受付後は、受講票などは送付いたしませんので、当日、直接会場にお越しください。

#### 申し込み・問い合わせ先

福岡市 建築局 総務部 住宅政策課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

TEL：711-4776 / FAX：7335589

E-mail：j-seisaku.BCB@city.fukuoka.jp

主催：福岡市、(財)マンション管理センター、住宅金融公庫

# 平成18年度 国土交通大臣登録「特殊建築物等調査資格者講習」ご案内

主催 財団法人 日本建築防災協会  
東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8階  
〒105-0001 TEL (03)5512-6451(代) FAX(03)5512-6455

## 特殊建築物等調査資格者となりましょう

新宿歌舞伎町火災では不適切な維持保全が被害の拡大を招いたように、建築物の維持保全は重要な問題です。その出発点が建築物の健康診断と言える**建築物の定期的な調査**です。

現に、いろいろな人々が入り出る特殊建築物等では、建築基準法第12条第1項により定期調査・報告が義務付けられています。この調査・報告業務を行うのが「**特殊建築物等調査資格者**」です。この資格者は建築基準法第12条第2項に基づく国等の公共建築物の定期点検も行うことができます。是非この講習を受講し、特殊建築物等調査資格者となりましょう。

## 1級建築士、2級建築士の方も是非受講しましょう。建築士会継続

### 能力開発（CPD）制度認定講座23単位（予定）

1級建築士、2級建築士の方は法律的には定期調査・報告を行うことができますが、建築物の最新の調査技術、維持保全や防火・避難技術を修得して下さい。また、この講習は、建築士会継続能力開発（CPD）制度認定講座23単位（予定）で、講習を修了した建築士が生産専攻建築士を登録する場合には「診断・改修」の限定表示および専門分野表示をすることができます。合格者には、講習修了証明書が交付されます。

### 開催日時

10月3日（火）～10月6日（金） 午前9時～午後5時

### 会場

福岡建設会館8階ホール 福岡市博多区駅東3-14-18

### 定員

150名

### 受講料

47,000円（テキスト代含む）

既納の受講料は返金いたしません。銀行発行の振込受領書をもって領収証にかえさせていただきます。ただし、受講資格がないと判定された方には、手数料3,000円を差引返金いたします。

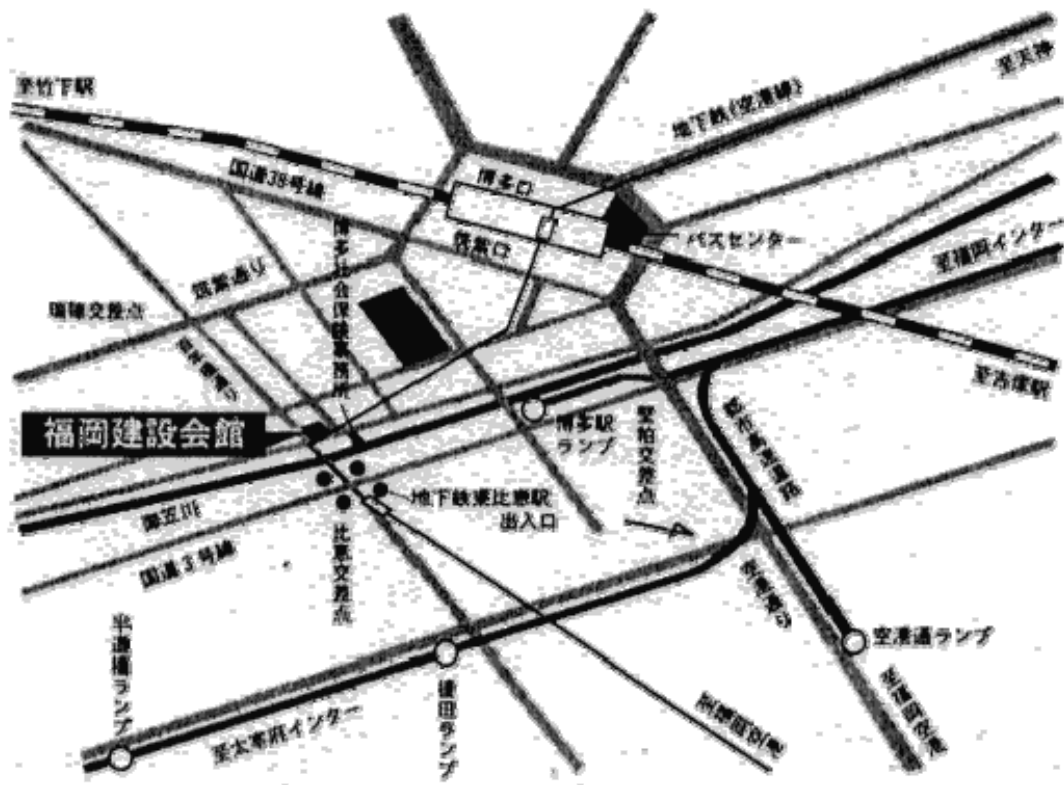
## 講習案内および申込用紙の配布

講習案内・申込用紙を郵送ご希望の方は、直接(財)日本建築防災協会特建講習会係宛に返信用封筒（定形封筒に80円切手貼付）を送って請求してください。また、下記の窓口にも置いてあります。

- 全国都道府県庁および主要市（区）役所建築課窓口、全国主要消防本部（局）予防課窓口
- 定期調査報告取り扱い地域法人（建築住宅センター、建築安全協会等）、全国各地建築士会、建築士事務所協会窓口

※ 近年は受講者が増大していますのでなるべく早くお申し込みください。

## 会場案内図



# 第2回サステナブル住宅賞募集案内

## 1. 主旨

地球温暖化等環境問題は人類にとって最も大きな課題のひとつであります。建築の分野では、住宅・建築物分野を含む民生部門がエネルギーの全使用量の3割を占めるなど、省エネルギー、省資源対策を推進する上で大きな役割と責務を担っており、地球温暖化やヒートアイランド現象等への配慮、環境共生、資源循環など持続可能な(サステナブル)社会の構築が重要となっています。

住宅においても、企画・計画、設計、施工及び居住など住宅のライフサイクルの各段階で、建物の長寿命化、省エネルギー、省資源、資源循環などの配慮や工夫を行い、サステナブルな社会の構築を目指していくことが必要です。

気密・断熱に配慮した構造はもとより、耐久性・耐用性に配慮した長寿命で、省資源、資源循環に配慮し、効率的な冷暖房機器の採用にとどまらず、日照、採光、通風、換気、日射遮蔽装置などの建築的手法を効果的に組み合わせた省エネルギー、太陽熱など自然エネルギーの利用、雨水利用、排水抑制等水の有効利用・バリアフリーを考慮した、空気汚染のない健康的な室内環境、まちなみに調和し、緑に囲まれた住まいの環境などが求められます。

住宅の建設に携わられる方々はもとより、一般の方々にも模範となる、サステナブルな社会の構築に寄与する優れた提案内容を具体化し建設された住宅を募集します。

## 2. 対象となる住宅

次の全てを満足する戸建て住宅

- (1) 日本国内に存する、建築関係法令に適合するもの
- (2) 平成16年10月1日以降に竣工又は増改築等の工事が完了したもの
- (3) 応募日現在、生活の用に供されているもの

## 3. 応募資格・条件

原則として建築主(施主)、設計者及び施工者の3者の連名とします。ただし、建築主(施主)と設計者などが同一であってもよいものとします。また、応募責任者を定め、現地審査等に支障の無いよう、応募することについてあらかじめ関係者の承諾を得ること。



## 4. 応募資料

次の(1)から(8)までの資料をA4判のファイルに綴じて提出すること  
所定の書式はホームページ(<http://www.ibec.or.jp>)で入手できます。

- (1) 第2回サステナブル住宅賞応募申請書(所定の書式)
- (2) 建物計画説明書(所定の書式)
- (3) 建築図面(所定の書式)  
付近見取図、配置図、各階平面図、立面図(2面以上)、矩計図(主要部位)、設備図(設備図が無いときは、平面図に暖冷房及び換気設備を記入した図面(各階平面図とは別区としてください))
- (4) 住宅の長寿命化、省エネルギー、省資源など住宅のサステナブル性を示す資料(所定の書式)
- (5) 居住者の生活実感等を記入した書面(所定の書式)
- (6) 全景写真等(所定の書式)
- (7) 建築工事費、設備工事費のおおよその内訳が分かる資料(外構工事費を除く。)
- (8) 検査済証の写し

## 5. 応募締切

平成18年10月10日(火)(当日の消印有効)

## 6. 入賞作品の発表

審査結果は、平成19年1月に応募責任者に通知するとともに、入賞作品は(財)建築環境・省エネルギー機構のホームページ、機関誌「IBEC」の他、住宅・建築関係の新聞、雑誌などで発表します。

表彰式は、平成19年2月(省エネルギー月間)に東京で行います。



## 7. その他

- (1) 応募資料は、返却しません。
- (2) 「SB05Tokyo記念サステナブル建築・住宅賞」(住宅部門)に応募された作品は、応募できません。
- (3) 設計者等の属する会社概要等が分かる資料の提出を求めることがあります。
- (4) 入賞した住宅の設計図、写真等の提出資料は、主催者が、無償で展示又は出版、その他適当な方法で発表する等、公の目的に使用することができるものとします。
- (5) 有料出版物として発表する場合は、事前に関係者の了解を得て行うものとします。
- (6) 入賞作品については、作品を紹介するパネルを制作し、無償にてご提出頂きます。
- (7) 入賞住宅以外は、発表しません。
- (8) これまでに実施した「環境・省エネルギー住宅賞」、 「SB05Tokyo記念サステナブル建築賞」の入賞作品は、ホームページでご覧になれます。

## 8. 応募資料提出先・問い合わせ先

〒102-0084 東京都千代田区二番町4-5住友不動産麹町ビル2号館

(財) 建築環境・省エネルギー機構サステナブル住宅賞係

TEL 03-3222-6689 FAX03・3222-6696

ホームページ <http://www.ibec.or.jp>

